

社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会かつなりくん体操～2020～D

VD 貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自宅および施設での健康を増進する目的でかつなりくん体操～2020～DVD 貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出の対象者)

第2条 貸出しの対象者は、刈谷市に住所を有する個人または活動拠点を有する団体とする。

(貸出巻数)

第3条 1回に貸出しできる枚数は、1枚までとする。

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、1か月までで期間の延長は認めないものとする。

(郵送の申込)

第5条 DVD 貸出しを受けようとする者（以下「利用者」という。）は、備品借用申請書に必要事項を記入し、刈谷市社会福祉協議会へ申し込むものとする。

(DVD の返却)

第6条 利用者は、定められた期日までに DVD を返納しなければならない。

(弁償)

第7条 利用者は、DVD を紛失又は破損した場合は、弁償するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。